

新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル2に 指定された国・地域への渡航
前に確認すべき項目

- (1) 渡航先国・地域に渡航しないと当初の出張目的が達成できないこと。
- (2) 渡航先国・地域における最新の感染状況を把握している。
- (3) 渡航先国・地域への渡航手段がある。
- (4) 渡航先国・地域に入国の可否及び入国に必要な手続きについて申請中又は完了している。
- (5) 渡航中の傷害・疾病等に対し、本学で契約している海外旅行総合保険の手続きを行うこと。
- (6) 渡航先国・地域への入国時における水際措置及び入国後に取るべき行動について把握している。
- (7) 渡航先国・地域で感染の疑いが生じた場合、濃厚接触者として指定された場合、感染した場合に渡航先国・地域において取るべき行動及び相談先を具体的に把握している。
例：・相談できる機関 ・検査できる機関 ・受け入れ可能な医療機関 ・滞在先
- (8) 渡航先国・地域に必要な生活物資が確保できる。
- (9) 渡航先大学等において受け入れ体制が取られている。
- (10) 渡航先大学等において目的とする活動を継続するための防疫措置がとられている。
- (11) 渡航先国・地域における感染拡大抑止のための法令(マスクの着用等)を把握している。
- (12) 今後、渡航先国・地域において(再)流行した際に取るべき対応をシミュレーションしている。